

# 情報ファイル

information file



## 市営住宅入居者募集

## 住 宅



**申込資格（基本事項）**  
現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む。以下同じ）があること。  
単身の方でも一定の要件（高齢者など）を満たしている場合は、申込みができる場合があります。不自然に家族を分割する場合や不自然な寄り合い世帯などは除きます。

**募集住宅（一般世帯向）**  
市営湯山住宅1-104号・1-302号（湯山町八丁目12番地1）中層耐火4階建 3DK  
(K) (6、6、4.5、DK)  
市営稗田住宅404号（稗田町二丁目3番地10）中層耐火5階建 3DK (6、6、4.5、D)

現在、同居または同居しようとする親族が、市営住宅に関する条例に規定する暴力団員でないこと。

収入基準（所得月額）は一般世帯の場合15万8,000円以下、緩和世帯の場合21万4,000円以下の世帯。現在、住宅に困窮していることが明らかな世帯。

市区町村税を滞納していない世帯。

その他

入居すると家賃以外に共益費が必要です。（自動的に住宅の自治会員になります）入居者の収入に応じて家賃が毎年決まります。詳しくは、問い合わせてください。

この募集住宅は、既設住宅であり、建築年数も経過していることから、壁・床などの汚れ、修繕などができかねる場合がありますので了承ください。

入居にあたっては、ペットの飼育禁止など注意事項がありますので案内書をよくお読みください。

**一部負担金の減免徴収猶予について**

**国保**

**申込用紙交付・受付場所**  
市民生活グループ  
5月15日(水) 午前10時  
市役所4階第5会議室

※代理の方でも結構ですので、かならずお越しください。

**入居予定日** 6月1日(土)

**問合せ先**  
市民生活グループ  
552-11111 (内線265)

（15日(月) 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は、午前中のみ可））

## 申込用紙交付期間 4月1日(月)

（15日(月) 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は、午前中のみ可））

する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図つたにもかかわらず、生活が困難になつた場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

①震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となりまたは資産に重大な損害を受けたとき。

②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。

③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、条件により対象となる場合がありますので、詳しくは市民窓口グループまで問い合わせてください。

**問合せ先**  
市民窓口グループ  
552-11111 (内線216)

